

「介護給付不十分」
都に不服審査請求

小笠原村決定に
重度障害の男性

脳性マヒによる重度の
障害を持つ小笠原村の大
久保健二さん(31)＝群馬
県出身＝が23日、「障害
者自立支援法に基づいて
同村が決定した介護給付
は不十分」などとして、

都に不服審査請求をし
た。

大久保さんは5月、宮
城県名取市から同村へ転
居した。食事や入浴、外
出時の介助などのため、
1月当たり320時間の
介護給付を申請したが、
村側は8月下旬、給付を
村要綱が基準とする月1
78時間と決定した。
請求書によると、給付

時間の制限や、決定理由
が明かされていないこと
が同法に違反し、決定に
先立つ意見聴取も不十分
などと訴えている。

代理人の藤岡毅弁護士
によると、大久保さんは
村移住後に1人で外出し
た際、道路と砂浜の境目
に車椅子がはまり、発見
されるまでの約2時間、
身動きができなくなるな

ど、危険な目に遭った。
また、トイレの介助が必
要にもかかわらず、ヘル
パー不在時には無理をし
て自力で済ませるなど、
必要な介護が受けられ
ていないという。

同村村民課は「請求書
を見ていないのでコメン
トはできない」としてい
る。

【五味香織】